

提案基準 1 5 「介護老人保健施設」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
---------------------	-----------------------------------

◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 1 5 (P79)

1 要件 1について

「協力病院に併設」とは同一敷地内であることを原則とするが、同一敷地内に建設することが困難な場合は、隣接地等であっても施設間の往来に支障がなく、その距離が通常同一敷地内と考えられる程度の距離（数十から百メートル）に位置する場合は併設しているものとする。

2 要件 2について

介護老人保健施設の規模については、県介護老人保健施設担当課との協議を了していること。